

茨城工業高等専門学校専攻科における特別研究指導教員及び  
授業担当教員の資格基準

〔平成25年11月12日  
制 定〕

(趣旨)

第1 この基準は、茨城工業高等専門学校専攻科における特別研究指導教員及び授業担当教員の資格に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) A論文 当該教員の専門が一致する各学協会の論文編集委員会による査読を経て論文集に採録が決定した学術論文及び当該教員の専門が一致する各学協会等が主催する国際会議又は国内のシンポジウム等において、審査の上、採録が決定した学術論文をいう。
- (2) B論文 当該教員の専門教育が一致する各学協会等におけるA論文以外の査読付きの学術論文又は特許出願をいう。

(特別研究指導教員の資格)

第3 特別研究を指導できる教員は、次の基準をすべて有する者とする。

- (1) 独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が定める短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則第2条第1項第4号に規定する資格を有する者。
- (2) 次の各号のいずれかを有する者。
  - イ 博士又は修士の学位を有する者。ただし、博士の学位を有する者にあつては、過去5年間の論文数が、A論文1編以上又はB論文2編以上、修士の学位を有する者にあつては、過去5年間の論文数が、A論文2編以上又はA論文1編及びB論文2編以上あること。
  - ロ 博士の学位又は技術士を有する者。ただし、10編以上のA論文を発表していること。民間等において研究歴等を有する者は、特許及びA論文の合計が10編以上あること。
  - ハ その他、専攻分野において、専攻科の特別研究を指導するのにふさわしい専門的知識及び業績を有すること。

(授業担当教員の資格)

第4 専攻科の授業を担当できる教員は、機構が定める短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則第2条第1項第4号に規定する資格を有し、専攻科の授業を担当するのにふさわしい専門的知識及び業績を有する者とする。

(特別研究指導教員及び授業担当教員の認定)

第5 専攻科における特別研究指導教員及び授業担当教員の認定は、教員任用審査会の審査に基づき、毎年、校長が行う。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。